

# 資金移動業の廃止のお知らせ

当社は、令和六年七月二十一日を以って資金移動業を廃止することといたしました。資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたしましたので、お知らせします。

令和6年6月20日

東京都千代田区麴町三丁目三番地 麴町スクエアビル6F

ブロックブック株式会社 代表取締役 瀬谷 匠洋